

農林水産部総合評価落札方式<森林土木事業の地域貢献活動>に関する質疑応答

Q1:地域貢献活動は、すべての活動について2ヵ年の実績が必要か。

A:評価対象活動は次のとおりです。

- (1) ボランティアによる森づくり活動（企業等が森づくりに参加して行う活動）
- (2) 企業等が自ら行う森づくり活動
- (3) 社有地の提供等の森づくり活動フィールドの提供
- (4) 学校や地域住民を対象とした森林環境教育活動
- (5) 「山形県山地防災ヘルパー」の活動

このうち、複数年の実績が必要な活動は、(2)(3)(4)です。

Q2:評価対象活動の「(1)ボランティアによる森づくり活動(企業等が森づくりに参加して行う活動)(注)行政が主催、共催、後援し、かつ、入札参加企業から3名以上参加したボランティアによる森づくり活動に限る。(研修会等は含めない。)」の文中、3名以上参加とは、3名以下の活動実績が複数回あり、延べ3名以上の参加実績があった場合も評価対象となるのか。

A:あくまでも1回のボランティアによる森づくり活動で3名以上参加した活動に限ります。

Q3:平成21年度以前から「緑の募金」募金奉仕組織として募金活動に取り組んできているが、評価対象活動となるのか。

A:平成21年度以前の募金奉仕組織による緑の募金活動については、「緑の募金」募金奉仕組織活動実績報告書(別添様式)に、同財団の活動証明書が付されたものに限り評価対象活動として認められます。

平成21年度以前に、「緑の募金」募金奉仕組織として緑の募金活動をされた入札参加者または入札参加者が所属する「緑の募金」募金奉仕組織は、財団法人山形県みどり推進機構が定める「緑の募金」募金奉仕組織活動実績報告書(別添様式)を同財団に提出し、活動証明書の交付を受けてください。

なお、この活動については、複数年の実績が必要です。

Q4:平成21年度以前から「緑の募金」募金奉仕組織として募金活動に取り組んできているが、「緑の募金」奉仕組織申込書に記載する提出月日及び認定月日は、いつにすべきか。

A:「緑の募金」奉仕組織申込書は、今回の農林水産部総合評価落札方式の改定に伴い新たに定められたものです。「緑の募金」奉仕組織申込書を財団法人山形県みどり推進機構に提出する日付は、平成22年4月1日以降の日付で差し支えありません。また、財団法人山形県みどり推進機構の認定月日も平成22年4月1日以降の日付で差し支え

ありません。

Q5: 評価対象の期間が、「過去2年間における地域貢献活動」と定められているが、入札が行われる年度に実施した活動も評価対象となるのか。

A: 評価対象となります。評価対象期間は、入札が行われる年度の直前2ヵ年度及び入札が行われる年度の技術資料提出までです。入札が行われる年度の4月1日から技術資料提出までの間に実施した活動も評価対象となります。

Q6: 「<様式貢献第2号>地域貢献活動実績(森林土木事業の地域貢献活動)」の添付資料として主催団体や関係機関の証明等が必要な場合があるようですが、どのような場合ですか。

A: 添付資料に主催団体や関係機関の証明等が必要な場合は次のとおりです。

評価対象活動	主催団体や関係機関の証明等が必要な活動	主催団体や関係機関の証明等が必要な添付資料	証明書等の発行機関
ボランティアによる森づくり活動(企業等が森づくりに参加して行う活動)	すべての活動	参加証明書または参加者名簿等(入札参加企業の名称及び入札参加企業から活動に従事した者の職氏名が記載されたものに限る。)、主催団体が証明を付したものの写し	主催団体等
企業等が自ら行う森づくり活動	募金奉仕組織等(財団法人山形県みどり推進機構が定める「緑の募金実施要領」による。)による緑の募金活動	①「緑の募金」募金奉仕組織認定書の写し ②「緑の募金」募金奉仕組織活動実績報告書の写し	財団法人山形県みどり推進機構
「山形県山地防災ヘルパー」の活動	個人名(企業以外)で山形県山地防災ヘルパーに登録されている者の活動	山形県山地防災ヘルパーが入札参加企業に所属していることを証明する入札参加企業の証明が付された名簿等	入札参加企業
	すべての活動	各総合支庁森林整備課の受付印が押印された山形県山地防災ヘルパー活動報告書の写し	各総合支庁森林整備課

なお、場合によっては、上記以外の活動でも主催団体や関係機関の証明等が求められる場合があります。

Q7: 県が主催する「やまがた森の感謝祭」への参加は評価対象活動か。また、評価点は何点か。

A: ボランティアによる森づくり活動として入札参加企業から3名以上参加した場合に限り評価対象となります。評価点は、「やまがた森の感謝祭」が開催された会場を管轄する総合支庁の入札案件は2点、「やまがた森の感謝祭」が開催された会場を管轄する総合支庁以外の入札案件は1点となります。

平成 22 年度の場合、「やまがた森の感謝祭 2010」の開催地は、山形県源流の森（飯豊町）でしたので、置賜総合支庁の入札案件は 2 点、置賜総合支庁以外の入札案件は 1 点となります。

Q8:入札参加企業が、県内全域を対象とする「緑の募金」募金奉仕組織の一員として企業募金及び職場募金に取り組んだ場合、各総合支庁の入札案件の評価点は何点か。

A: 県内全域を対象とする「緑の募金」募金奉仕組織であっても、個々の会員企業が行う緑の募金活動は、個々の企業の企業募金及び職場募金であるため、入札参加企業が所在する地域の総合支庁の入札案件では 2 点、企業が所在する地域以外の総合支庁の入札案件では 1 点となります。

Q9:本社が山形市にあり、営業所が米沢市、新庄市、鶴岡市、酒田市にある入札参加企業が、「緑の募金」募金奉仕組織の認定を受け、本社及び各営業所で企業募金及び職場募金に取り組んだ場合、各総合支庁の入札案件の評価点は何点か。

A: 「緑の募金」募金奉仕組織活動計画書及び「緑の募金」募金奉仕組織活動実績報告書に、本社及び各営業所で企業募金及び職場募金に取り組んだことが明記された場合限り、すべての総合支庁の入札案件で 2 点となります。

仮に、本社のみで企業募金及び職場募金に取り組んだ場合や、本社以外の各営業所で企業募金及び職場募金に取り組んだことが「緑の募金」募金奉仕組織活動計画書及び「緑の募金」募金奉仕組織活動実績報告書に明記されていない場合は、村山総合支庁の入札案件は 2 点、村山総合支庁以外の入札案件については 1 点となります。

Q10:「緑の募金」募金奉仕組織申込書は、毎年度、財団法人山形県みどり推進機構に提出し、認定を受けなければならないのか。

A: 「緑の募金」募金奉仕組織申込書は、初めて「緑の募金」募金奉仕組織認定書の交付を受ける場合に限り財団法人山形県みどり推進機構に提出してください。一度交付を受けた「緑の募金」募金奉仕組織認定書は、次年度以降の入札案件でも添付書類として提出してください。

Q11:「緑の募金」募金奉仕組織申込書の添付書類となっている事業報告書は、緑の募金活動の実績報告書か。

A: 緑の募金活動の実績報告書ではありません。認定を受ける組織（団体）の前年度の事業報告書です。「緑の募金」募金奉仕組織申込書の添付書類は、「緑の募金」募金奉仕組織として認定を受ける組織（団体）の概要を把握するために、財団法人山形県みどり推進機構に提出していただくものです。「緑の募金」募金奉仕組織申込書の添付書類は、定款、会員名簿、活動計画書、前年度の事業報告書等の関連資料です。

Q12:企業として「緑の募金」の実績があるが、評価対象となるか。また、「緑の募金」募金奉仕組織の認定を受け、企業として募金のみを行った場合は評価対象活動となるか。

A:評価対象とはならない。評価対象活動は、「緑の募金」の募金奉仕組織としての募金活動ですので、募金の実績だけでは、評価対象活動には該当しません。

Q13:「緑の募金」募金奉仕組織の募金活動で評価対象となる活動はどんな活動か。

A:企業が「緑の募金」募金奉仕組織として募金活動を行う場合は、次の二つのケースが想定されます。

- (1) 企業が「緑の募金」募金奉仕組織の構成員として募金活動を行う場合
- (2) 企業自らが「緑の募金」募金奉仕組織の認定を受けて募金活動を行う場合

具体的な評価対象活動は、様々な活動が想定されますが、一例としては次のような活動が想定されます。

- (1) 募金奉仕組織の一員として、他の構成員に対して、募金の呼びかけや働きかけを行った。
- (2) 企業の窓口や応接室、事務室などに「緑の募金」のポスター、ちらし、のぼり旗、募金箱などを設置し、役員が率先して募金すると共に、来客や従業員に対し、緑の募金の啓発を行った。
- (3) 4月23日から29日までの「みどりの週間」には、朝礼で従業員に対し、緑の募金の呼びかけを行うと共に、職場に「緑の募金」のポスターの掲示や募金箱の設置を行った。
- (4) 9月1日から10月31日まで傘下のグループ企業に対し、文書により企業募金を促すと共に、会合で「緑の募金」を呼びかけた。
- (5) 自社のホームページに「緑の募金」のPRや自社が募金奉仕組織であることを掲載した。
- (6) 自社に「緑の募金自販機」を設置した。
- (7) 募金ボランティア活動を踏まえて自主的に取り組む「グリーンプラン事業」を実施した。注)「グリーンプラン事業」とは、山形県みどり推進機構が別に定める事業をいう。

注意

- (1) 「緑の募金」募金奉仕組織としての活動については、複数年の実績が必要です。
- (2) 企業が募金奉仕組織の構成員となっている場合であっても、募金奉仕組織の募金活動に参加しなかった場合や、募金活動に参加した場合であっても「緑の募金」募金奉仕組織活動証明書がない場合は、評価対象活動として認められません。

以上